

第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

第2回総会



平成26年5月26日(月)

琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

滋賀県民の歌

藤沢 淵 原作
西条 八十 補作
古関 裕而 作曲

Moderato 明るく大きく J=104

ひらのみね - ゆ - く しるいく - も
みどりに はえる びわ - のみず
はたお - る - まちに いねか がるむ - ら - に
きよ - うも - へ いわ - の ひは - うら - ら - うる
わしの - し - が あかる - きし - が たた
えんわれらの ののびゆくしが - き

一、
比良の峯ゆく 白い雲 緑に映える 琵琶の水
機織る町に 稲刈る村に 今日も平和の日はうらら
美しの滋賀 明るき滋賀
讃えん われらの 伸びゆく滋賀を

二、
高い文化の 伝統に 野花も聖く 匂う国
漁る舟に ベルトの歌に 明日の希望が燃えあがる
美しの滋賀 明るき滋賀
讃えん われらの 伸びゆく滋賀を

三、
力あわせて 弥栄の 楽土を築く 意気新た
かがやく眸 ゆるがぬ決意 進むわれらに 彼光る
美しの滋賀 明るき滋賀
讃えん われらの 伸びゆく滋賀を

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第2回総会 次第

日 時：平成26年5月26日(月) 15:45～16:30
場 所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

1 開 会

2 国歌斉唱

3 滋賀県民の歌斉唱

4 あいさつ

会長（滋賀県知事） 嘉田 由紀子

5 報告事項

- (1) 役員、委員等の変更
- (2) 第1回常任委員会および第2回常任委員会における決定事項

6 審議事項

- (1) 第1号議案 平成25年度事業報告（案）
- (2) 第2号議案 平成25年度収支決算（案）
- (3) 第3号議案 平成25年度収支補正予算（会長専決処分）
- (4) 第4号議案 平成26年度事業計画（案）
- (5) 第5号議案 平成26年度収支予算（案）
- (6) 第6号議案 平成26年度暫定収支予算（会長専決処分）
- (7) 第7号議案 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 会則改正（案）
- (8) 第8号議案 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程（案）

7 閉 会

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第2回総会資料 目次

【報告事項】

	ページ
○ 役員、委員等の変更	1
○ 第1回常任委員会および第2回常任委員会における決定事項	4

【審議事項】

<第1号議案>	
○ 平成25年度事業報告（案）	19
<第2号議案>	
○ 平成25年度収支決算（案）	22
<第3号議案>	
○ 平成25年度収支補正予算（会長専決処分）	24
<第4号議案>	
○ 平成26年度事業計画（案）	25
<第5号議案>	
○ 平成26年度収支予算（案）	27
<第6号議案>	
○ 平成26年度暫定収支予算（会長専決処分）	28
<第7号議案>	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 会則改正（案）	29
<第8号議案>	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会 設置規程（案）	30

【参考資料】

- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 会則 33
- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 組織図 38
- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 構成図 39
- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 役員名簿 40
- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 名簿（会長・委員） 43
- 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 名簿（顧問・参与） 50

報 告 事 項

役員、委員等の変更

平成25年11月1日から平成26年5月26日までの間における役員、委員等の変更については次のとおりであるので、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第8条第2項および第3項ならびに第9条第6項の規定に基づき、報告する。

【副会長】

(敬称略)

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県議会議長	赤堀 義次	宇賀 武
滋賀県町村会会長	伊藤 定勉 (豊郷町)	村西 俊雄 (愛荘町)

【常任委員】

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長 (前任者は、滋賀県議会文教・警察常任委員会委員長)	野田 藤雄	川島 隆二
滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	佐藤 健司	高木 健三
滋賀県健康医療福祉部長	多胡 豊章	那須 安穂
滋賀県防災危機管理監	西川 美則	小笠原 俊明
滋賀県スポーツ推進審議会会長	坂井田 稔	田畑 泉
愛荘町長	宇野 一雄	(村西 俊雄)
滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長	稲村 邦夫 (米原市)	山田 喜一郎 (甲賀市)
滋賀県都市教育長会会長	山本 太一 (米原市)	山本 佳洋 (甲賀市)
滋賀県市議会議長会会長	園田 寛 (大津市)	高橋 健二 (大津市)
滋賀県中学校体育連盟会長	中川 一彦	廣瀬 淳一
滋賀県高等学校体育連盟会長	前田 光治	勝見 直樹
滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一	伊藤 紀子
滋賀県小学校長会会長	近藤 誠	野澤 剛
滋賀県中学校長会会長	日岡 昇	片山 義教

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県高等学校長協会会長	武友 建史	善住 喜太郎
滋賀経済同友会代表幹事	石田 晃朗	山田 督
一般社団法人滋賀県病院協会会長	長尾 昌壽	廣瀬 邦彦
公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	野瀬 正樹	清水 智弘

【委員（副会長および常任委員を除く）】

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県議会政策・土木交通常任委員会副委員長 (前任者は、滋賀県議会文教・警察常任委員会副委員長)	青木 甚浩	山本 正
滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会副委員長	山本 正	井阪 尚司
滋賀県東京事務所長	土屋 薫	上山 哲夫
滋賀県企業庁長	森野 才治	南 史朗
滋賀県病院事業管理者・病院事業庁長	笹田 昌孝	多胡 豊章
滋賀県監査委員事務局長	日爪 泰則	門脇 宏
近江八幡市議会議長	田中 好	善住 昌弘
甲賀市議会議長	鵜飼 勲	村山 庄衛
野洲市議会議長	立入 三千男	三和 郁子
湖南市議会議長	望月 卓	森 淳
高島市議会議長	澤本 長俊	清水 日出夫
東近江市議会議長	河並 義一	川南 博司
愛荘町議会議長	吉岡 忍ミ子	本田 秀樹
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	井尻 憲司	小林 久詩
滋賀県バスケットボール協会会長	宇野 正信	須田 克己
滋賀県相撲連盟会長	八田 憲児	井原 賢二
滋賀県国公立幼稚園長会会長	大橋 美智子	遠藤 喜美子
国立大学法人滋賀医科大学学長	塩田 浩平	馬場 忠雄

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
一般社団法人滋賀県薬剤師会会長	大原 整	増田 豊
滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長	野村 京子	井上 喜代子
一般社団法人滋賀県調理師会会長	小野寺 和徳	本間 林蔵
滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長	熊谷 もも	宇野 三奈子
滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長	吉川 由美子	岡田 章悟

【顧問】

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
衆議院議員	川端 達夫	三日月 大造

【参与】

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県議会議員	井阪 尚司	(青木 甚浩)
滋賀県議会議員	宇賀 武	(赤堀 義次)
滋賀県議会議員	川島 隆二	(野田 藤雄)
滋賀県議会議員	高木 健三	(佐藤 健司)

【監事】

所属機関・団体および役職	新任者	前任者
滋賀県会計管理者(兼会計管理局长)	南 史朗	谷口 孝男
市会計管理者代表	堤 美知子 (近江八幡市)	岡田 ひで子 (近江八幡市)
町会計管理者代表	吉村 久美子 (豊郷町)	辻 善嗣 (愛荘町)

第1回常任委員会および第2回常任委員会における決定事項

第1回常任委員会（平成25年10月31日）および第2回常任委員会（平成26年5月26日）において次の事項を決定したことから、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、報告する。

1 第1回常任委員会（平成25年10月31日）

- (1) 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程
- (2) 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針
- (3) 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準
- (4) 第79回国民体育大会 主会場選定基準
- (5) 第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

2 第2回常任委員会（平成26年5月26日）

- (1) 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 改正
- (2) 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定

※決定事項は、当日の審議状況によるため、資料は議案を添付している

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地（開・閉会式場およ び陸上競技会場を除く。）の 選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業 務分担および経費負担に関す ること。 4 競技施設の整備計画の立案 に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の 立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関す ること。 2 競技施設基準に関するこ と。 3 競技施設の整備計画の推進 に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の 推進に関すること。 5 文化プログラムに関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない 事項（重要な事項を除く。） に関すること。
主会場選定 専門委員会	開・閉会式場および陸上競技 会場の選定に関すること。	

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低 1 競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2 市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

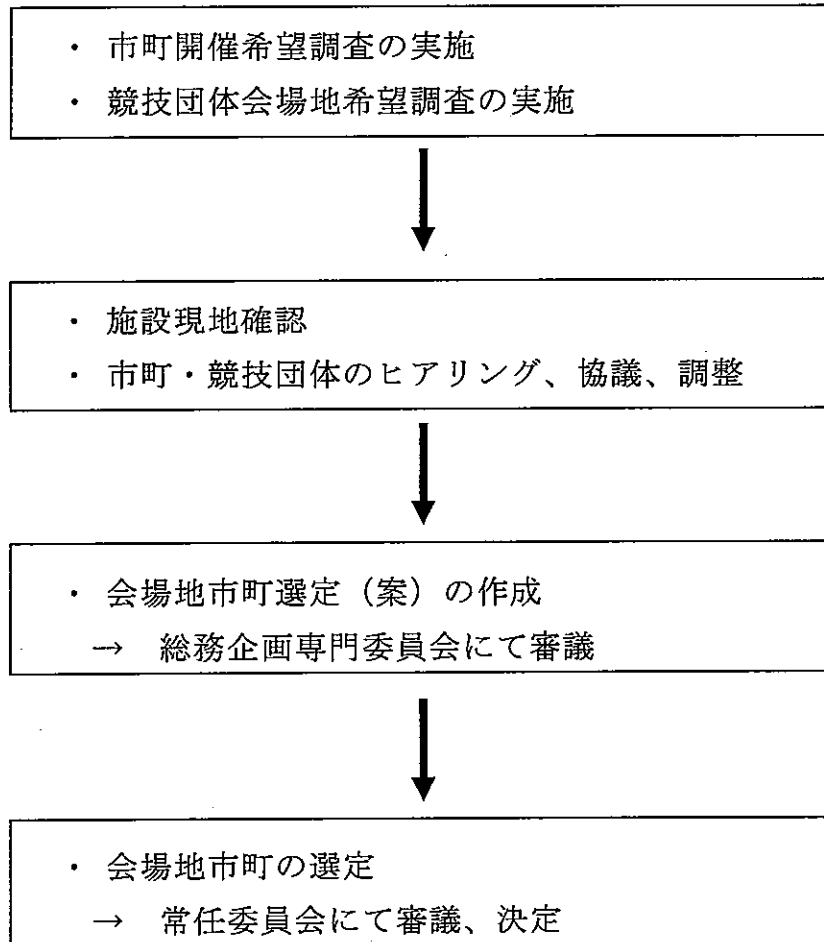
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 79 回国民体育大会主会場選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における陸上競技会場および開・閉会式会場（以下「主会場」という。）は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次のとおり選定する。

1 選定の基準

次の基準を基本に、原則として陸上競技および開・閉会式を同一会場で開催することを前提として、総合的な評価のもとに選定する。

（1）陸上競技会場

- ① 施設所有者の同意を前提として、会場地となる市町と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 施設の改修等にあたっては、防災等多目的に使用できる施設とするなど、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。

但し、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ③ 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- ④ 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

（2）開・閉会式会場

- ① 会場地となる市町から開催に必要な協力が得られること。
- ② 会場は、原則として施設基準を満たすものであること。

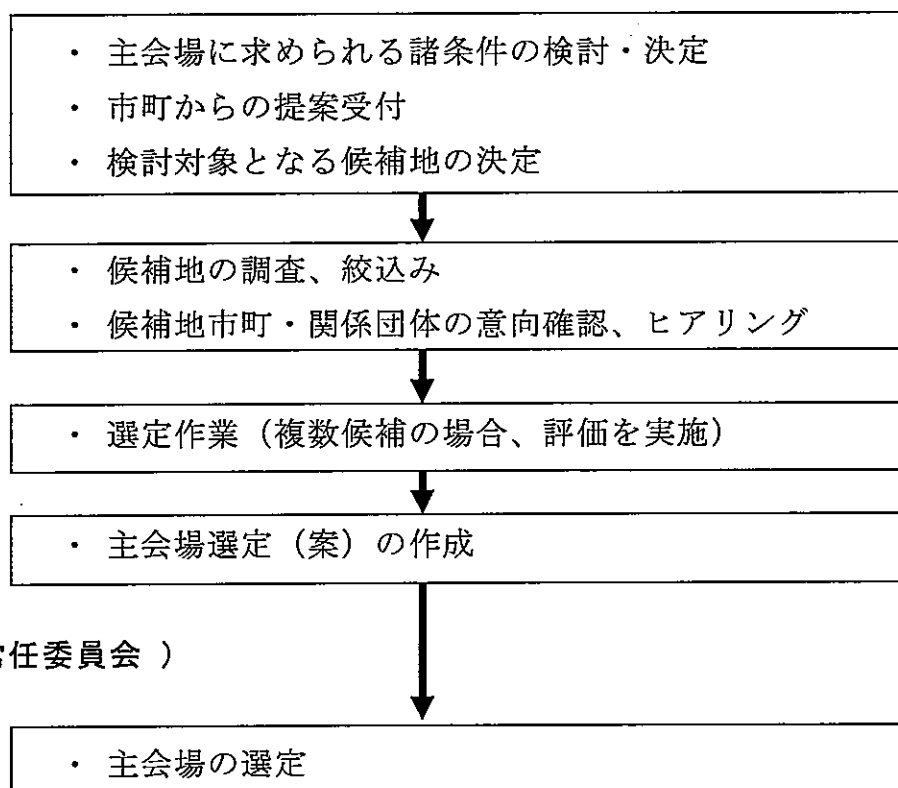
なお、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ③ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等の設置スペースが十分確保できること。
- ④ 多数の参集者が集まることのできる輸送および交通手段が確保できること。

2 選定の手続き(概要)

主会場選定専門委員会において、以下の手続きを経て選定案を決定し、常任委員会において選定を行う。

(主会場選定専門委員会)



第 79 回国民体育大会県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

**第 7 9 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程 改正 (案)**

第79回国民体育大会開催準備委員会専門委員会設置規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

広報・県民運動専門委員会および競技運営専門委員会を設置するため

3 施行日

平成26年 5 月26日

改正前			改正後		
第1条～第6条 (略)			第1条～第6条 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
種類	付託事項	委任事項	種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1～6 (略)	1～6 (略)	総務企画 専門委員会	1～6 (略)	1～6 (略)
会場選 定委員会	(略)		会場選 定委員会	(略)	
広報・民 運委員会	1 広報の基本的事項 に <u>関すること。</u> 2 <u>県民運動の基本的 事項に<u>関すること。</u></u> 3 <u>その他広報および 県民運動に係る重要 な事項に<u>関すること。</u></u>	1 広報の実施に <u>関 すること。</u> 2 <u>県民運動の推進に 関すること。</u> 3 <u>大会愛称・スロー ガン、マスコット等 に<u>関すること。</u></u> 4 <u>その他広報および 県民運動に係る事項 に<u>関すること。</u></u>	広報・民 運委員会	1 広報の基本的事項 に <u>関すること。</u> 2 <u>県民運動の基本的 事項に<u>関すること。</u></u> 3 <u>その他広報および 県民運動に係る重要 な事項に<u>関すること。</u></u>	1 広報の実施に <u>関 すること。</u> 2 <u>県民運動の推進に 関すること。</u> 3 <u>大会愛称・スロー ガン、マスコット等 に<u>関すること。</u></u> 4 <u>その他広報および 県民運動に係る事項 に<u>関すること。</u></u>
競技運 営委員会	1 競技運営に係る計 画の立案に <u>関すること。</u> 2 競技役員等の養成 および編成に係る計 画の立案に <u>関すること。</u>	1 競技運営に係る計 画の立案に <u>関すること。</u> 2 競技役員等の養成 および編成に係る計 画の立案に <u>関すること。</u>	競技運 営委員会	1 競技運営に係る計 画の立案に <u>関すること。</u> 2 競技役員等の養成 および編成に係る計 画の立案に <u>関すること。</u>	1 競技運営に係る計 画の立案に <u>関すること。</u> 2 競技役員等の養成 および編成に係る計 画の立案に <u>関すること。</u>

改正前	改正後	
		<p>3 <u>競技用具の整備に 関すること。</u></p> <p>4 <u>リハール大会に 関すること。</u></p> <p>5 <u>競技記録に関する こと。</u></p> <p>6 <u>その他競技運営に 係る事項に関するこ と。</u></p>

主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定（案）

主会場は、彦根総合運動場（彦根市松原町地先）とする。

同運動場内の陸上競技場で、開会式、閉会式および陸上競技を開催する。

主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定（案）について

主会場は彦根総合運動場（彦根市松原町地先）とする。

同運動場内の陸上競技場で、開会式、閉会式および陸上競技を開催する。

◆概要説明

第5回主会場選定専門委員会での審議結果について

平成36年(2024年)に滋賀県で開催される第79回国民体育大会の主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定について、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第2項および専門委員会設置規程第2条に基づき、開催準備委員会常任委員会から付託を受けた主会場選定専門委員会において、平成25年11月以降、滋賀県立彦根総合運動場、滋賀県希望が丘文化公園およびびわこ文化公園都市の3つの地を候補地とし、現地視察ならびに候補地関係市町および関係競技団体へのヒアリングを行うとともに、5回の委員会を開催し慎重に審議を重ね、別紙のとおり「主会場選定（案）」が決定されました。

主会場の選定（案）について

各候補地の比較検討および意見集約（評価）を踏まえ、法令や整備上の課題など施設整備の実現可能性、国体の運営、国体後の利活用も視野に入れた「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的評価を行い、以下に示す「主会場選定（案）」のとおり国体主会場として最もふさわしい地を選定した。

○主会場選定（案）

1 第79回国民体育大会の開・閉会式場および陸上競技会場（主会場）

彦根総合運動場とする。

◇主な選定理由

「日常性」 ・ 地域住民の生活圏内にある。

・ 国体開催後もいつでも、誰でも、気軽にスポーツに親しめる。

「将来性」 ・ 近隣に小学校・中学校・高校・大学が集積。

・ JR駅から徒歩移動が可能。

・ 名神高速道路 ICからも近い。

・ アクセスが良いため、継続的に多くの方が使える。

・ 多目的な活用も見込める。

「地域への貢献」 ・ 観光資源や大学や商業施設との連携により地域経済の活性化につながる。

・ 琵琶湖、彦根城を活かし滋賀の魅力を発信できる。

「スポーツの推進」 ・ 滋賀県のスポーツ推進を牽引してきている。

・ 今後も滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化を図れる。

◇主会場施設整備に関する意見

・ 敷地の拡張や地盤整備、法規制への対応などが必要。

・ この対応には、県は地元彦根市との連携、協力が必要。

・ 施設整備にあたっては、彦根市とその周辺地域の歴史性、文化性との調和への配慮が必要。

・ 施設整備の全体スケジュールに遅れが生じないように取り組まれない。

2 付帯意見

・ 希望が丘文化公園、びわこ文化公園都市は、本来のコンセプトや地の利などを活かすことで、より一層の活用が見込めると考えられることから、県においては、将来の滋賀県のスポーツ推進に向けて、それぞれのあり方や活用方法を検討されたい。

審 議 事 項

平成25年度事業報告（案）

1 主な事業概要

(1) 各種基本方針および基準の策定

①第1回総会

- ・第79回国民体育大会 開催基本方針

②第1回常任委員会

- ・第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針
- ・第79回国民体育大会 会場地市町選定基準
- ・第79回国民体育大会 主会場選定基準
- ・第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

③第1回総務企画専門委員会

- ・第79回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について
- ・第79回国民体育大会 競技施設基準（暫定版）

(2) 主会場の選定

主会場選定専門委員会において、平成25年11月から平成26年3月まで4回にわたり審議するとともに、各候補地の現地視察を行った。

(3) 会場地（主会場を除く）の選定

総務企画専門委員会において、平成26年2月に会場地選定に関する基本的な考え方や競技施設基準（暫定版）を決定するとともに、同年3月に競技団体に対して選定に係る予備調査を実施した。

(4) その他

先催県の開催準備状況に係る情報収集を行った。

2 会議の開催等

(1) 総会（1回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
設立・ 第1回	平成25年10月31日（木） 14:05～15:10 （大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海2階）	○設立趣旨（案） ○会則（案） ○役員（案） ○開催基本方針（案） ○平成25年度事業計画（案） ○平成25年度収支予算（案） ○総会から常任委員会への委任事項（案） ○子ども・若者参画特別委員会設置 規程（案）

(2) 常任委員会（1回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	平成25年10月31日（木） 15:20～16:10 （大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海2階）	○専門委員会設置規程（案） ○会場地市町選定基本方針（案） ○会場地市町選定基準（案） ○主会場選定基準（案） ○県および会場地市町の業務分担・ 経費負担基本方針（案）

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会（1回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	平成26年2月14日（金） 10:00～12:00 （滋賀県大津合同庁舎 7-A会議室）	○会場地選定に関する基本的な考 え方（案） ○競技施設基準（暫定版）（案）

② 主会場選定専門委員会（4回）

会議名等	日時・場所	主な審議内容等
第1回	平成25年11月8日(金) 9:30～12:00 (滋賀県庁新館4階 教育委員会室)	○主会場に求められる諸条件
現地視察	平成25年11月22日(金)・ 26日(火)	○主会場候補地の現地視察
第2回	平成25年12月20日(金) 9:30～12:00 (滋賀県大津合同庁舎 7-A会議室)	○各候補地の施設配置計画(案) ○各施設配置計画(案)に対する 課題 ○各施設配置計画(案)に対する 概算事業費 ○比較項目(案)
第3回	平成26年1月30日(木) 9:30～12:00 (滋賀県庁新館4階 教育委員会室)	○各候補地の施設配置計画(案)、 事業費、整備スケジュール ○比較評価調書(素案)
第4回	平成26年3月25日(火) 13:30～16:00 (滋賀県大津合同庁舎 7-A会議室)	○各候補地の評価 ○主会場選定評価報告書(素案)

平成25年度収支決算（案）

（平成25年10月31日～平成26年3月31日）

1 収入の部

（単位：円）

科目	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後 予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	比較 (E=D-C)	摘要
負担金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	滋賀県負担金
諸収入	0	0	0	12	12	預金利息
合計	1,000,000	0	1,000,000	1,000,012	12	

2 支出の部

（単位：円）

科目	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後 予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	比較 (E=C-D)	摘要
事業費	605,000	180,000	785,000	738,460	46,540	専門委員会の開催経費
事務局費	395,000	△ 180,000	215,000	115,711	99,289	消耗品費等
合計	1,000,000	0	1,000,000	854,171	145,829	

収入済額1,000,012円 - 支出済額854,171円 = 収支差額（次年度繰越額） 145,841円

監 査 報 告

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第7条第4項および第18条第2項の規定に基づき、平成25年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

平成26年5月13日 監 事

滋賀県会計管理者

南 史 朗 


平成26年5月14日 監 事

近江八幡市会計管理者

堤 美 知 子 

平成26年5月14日 監 事

豊郷町会計管理者

吉村 久美子 

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会

会 長 嘉 田 由 紀 子 様

平成25年度収支補正予算（会長専決処分）

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり平成26年3月20日に専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
負担金	1,000	0	1,000	
合計	1,000	0	1,000	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
事業費	605	180	785	会議資料作成に要する経費の増
事務局費	395	△ 180	215	
合計	1,000	0	1,000	

平成26年度事業計画（案）

1 主な事業概要

- (1) 各種基本方針および基準の策定に関する事。
- (2) 会場地の選定に関する事。
- (3) 広報・県民運動の推進に関する事。
- (4) 競技運営に関する事。
- (5) 子ども・若者による国体やスポーツ振興についての調査研究に関する事。
- (6) 募金の推進に関する事。
- (7) 国体を契機として地域に根付いたスポーツについての調査研究に関する事。
- (8) その他開催準備に関する事。

2 会議の開催

(1) 総会

第2回総会

日時：平成26年5月26日（月）15:45～16:30

場所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

(2) 常任委員会

①第2回常任委員会

日時：平成26年5月26日（月）14:00～15:30

場所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

②第3回常任委員会

必要に応じて開催

(3) 専門委員会

①総務企画専門委員会

1回程度開催

②主会場選定専門委員会

1回開催

③広報・県民運動専門委員会

1回程度開催

④競技運営専門委員会

1回程度開催

(4) 特別委員会

①子ども・若者参画特別委員会

8回程度開催

②募金・協賛推進特別委員会

3回程度開催

3 その他

(1) 市町・競技団体に対する調査・照会、連絡調整

(2) 先催県の開催準備状況調査

(3) スポーツ施設状況調査

平成26年度収支予算(案)
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1 収入の部

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
負担金	8,000	滋賀県負担金
繰越金	145	前年度繰越金
合計	8,145	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
事業費	4,022	総会・常任委員会等の開催経費、調査研究事業費、広報費
事務局費	4,123	臨時的任用職員経費、消耗品費、職員旅費等
合計	8,145	

平成26年度暫定収支予算（会長専決処分）

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり平成26年3月20日に専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科目	暫定予算額	摘要
負担金	2,413	滋賀県負担金
合計	2,413	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	暫定予算額	摘要
事業費	1,422	総会等の開催経費
事務局費	991	臨時的任用職員経費、職員旅費、消耗品費等
合計	2,413	

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 会則改正（案）

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則を次のとおり改正する。

1 改正の内容

改正前	改正後
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）
（役員の職務）	（役員の職務）
第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。	第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。 <u>ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が開催準備委員会を代表する。</u>
2～4（略）	2～4（略）
第8条～第21条（略）	第8条～第21条（略）

2 改正の理由

開催準備委員会と、会長が代表者である法人その他の団体が契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）を行う場合に、双方代理（民法第108条）とならないようにするため

○民法

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

3 施行日

平成26年5月26日

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 募金・協賛推進特別委員会設置規程（案）

（目的）

第1条 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第14条第2項の規定に基づき、県民・企業等の幅広い協力を得て、第79回国民体育大会に向けた募金・協賛の推進を図るため、募金・協賛推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募金・協賛の推進に関する方策についての調査に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 特別委員会は、会長が委嘱した特別委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から特別委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（役員）

第4条 特別委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、特別委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 特別委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 3 特別委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 特別委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員長が指名する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

参 考 资 料

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 開催準備委員会は、平成36年（2024年）の第79回国民体育大会（以下「大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 開催準備委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 開催準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、開催準備委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から開催準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 開催準備委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、開催準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 開催準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定および改廃に関する事。
 - (3) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (4) 収支予算および収支決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) 特別委員会の設置に関する事。
 - (7) その他開催準備委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する事。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 開催準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 開催準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第18条 開催準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 開催準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 開催準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 開催準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、開催準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 開催準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 開催準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

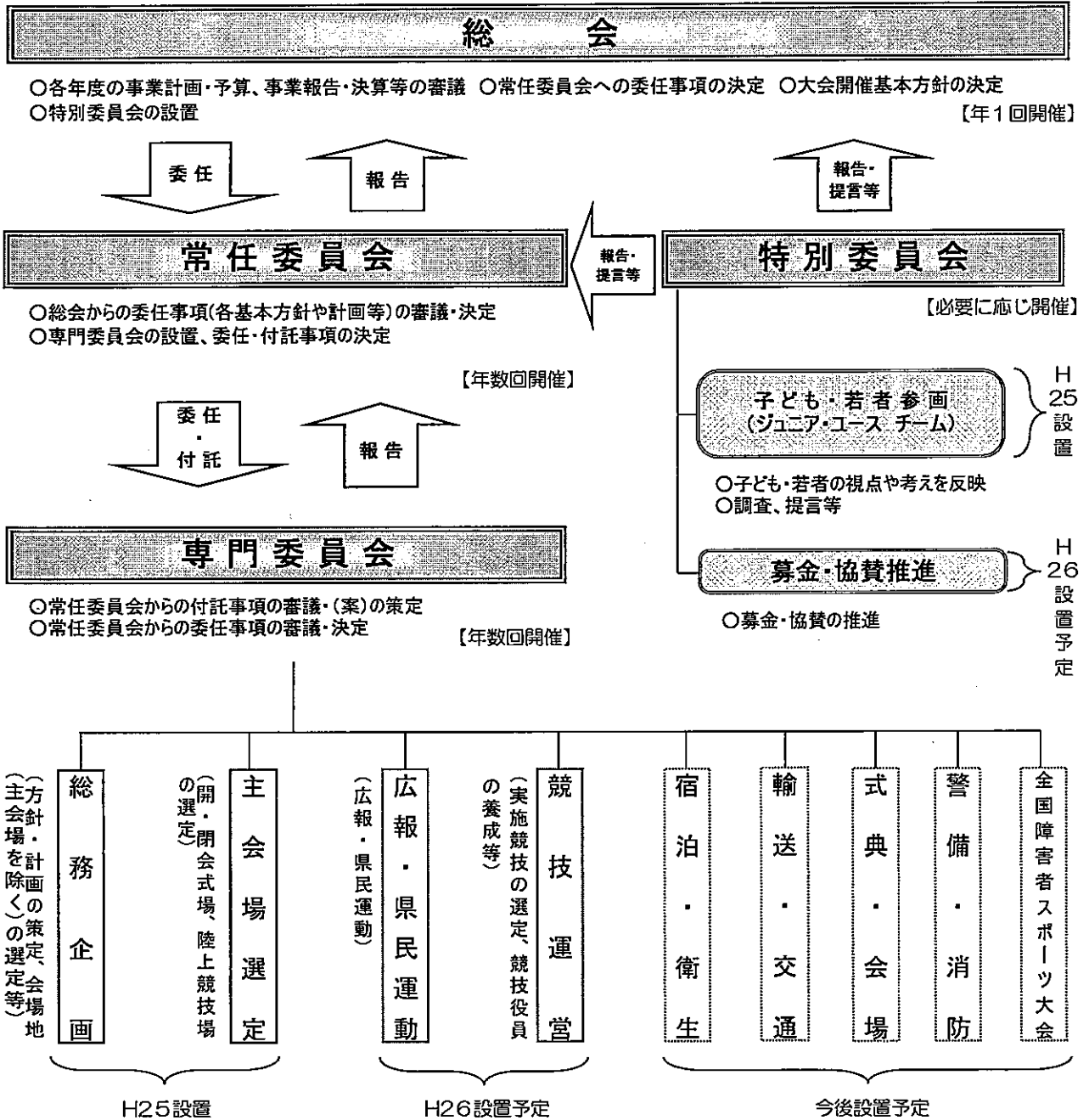
附 則

1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 組織図

(事務局: 県総合政策部国体準備室)



総会	会長(知事)、副会長7名(県議会議長、副知事、県体育協会会長、県教育委員会委員長、市長会会長、町村会会長、滋賀経済団体連合会会長)、顧問8名(県選出国會議員)、参与59名(県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員236名(各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県教育長、県警本部長等)、監事3名(県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 314名
常任委員会	委員長(会長)、副委員長7名(副会長)、常任委員68名(県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 76名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済界等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 構成図

平成26年5月26日現在

<p>会長 (1名) 知事</p>	<p>副会長 (7名) 県議会議長、副知事、(公財)滋賀県体育協会会長、市長、市議会会長、町村会長、市長、市議会会長、町村会長</p>	<p>顧問 (8名) 県選出国會議員</p>	<p>委員 (236名) ※○は常任委員(68名)</p>	<p>原簿会関係 (7名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副議長 ○ 政策・土木交通常任委員会委員長 ○ 副委員長 ○ 体育振興・健康づくり対策特別委員長 ○ 委員長 ○ 副委員長 ○ スポンサー振興議員連盟 代表 ○ 副代表 	<p>学校関係 (20名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県私立幼稚園協会会長 ○ 滋賀県公立幼稚園協会会長 ○ 滋賀県小学校校長会会長 ○ 滋賀県中学校校長会会長 ○ 滋賀県高等学校校長協会会長 ○ 滋賀県私立中等高等学校校長会会長 ○ 滋賀県特別支援学校校長会会長 ○ 滋賀県専修学校各種学校連合会会長 ○ 県内各大学(12大学)学長 	<p>スポーツ関係 (73名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財)滋賀県体育協会副会長(4名)・理事長 ○ 各都市体育協会(16協会)会長 ○ 滋賀県小学校体育連盟会長 ○ 滋賀県中学校体育連盟会長 ○ 滋賀県高等学校体育連盟会長 ○ 滋賀県スポーツ推進委員協議会会長 ○ 滋賀県総合型地域スポーツクラブ協議会会長 ○ 滋賀県障害者スポーツ協会会長 ○ 滋賀県スポーツ少年団本部長 ○ 滋賀県レジャーエーション協会会長 ○ 滋賀県スポーツ指導者協議会会長 ○ 滋賀県企業スポーツ振興協議会会長 ○ 各競技団体(42団体)の長 	<p>医療・福祉関係 (13名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社)滋賀県医師会会長 ○ (一社)滋賀県歯科医師会会長 ○ (一社)滋賀県薬剤師会会長 ○ (公社)滋賀県看護協会会長 ○ (一社)滋賀県病院協会会長 ○ 滋賀県スポーツ医会会長 ○ 日本赤十字社滋賀県支部長 ○ (社福)滋賀県社会福祉協議会会長 ○ (公財)滋賀県身体障害者福祉協会会長 ○ (特非)滋賀県精神障害者家族会連合会会長 ○ (公社)滋賀県手をつなぐ育成会理事長 ○ (一社)滋賀県保育協議会会長 ○ 滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長 	<p>交通・運輸・交通関係 (15名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西日本電信電話(株)滋賀支店長 ○ (株)NTTコミュニケーションズ滋賀支店長 ○ KDDI(株)理事 関西総支社長 ○ ソフトバンクモバイル(株)総務本部地域総務部長 ○ 西日本旅客鉄道(株)執行役員近畿統括本部京都支社長 ○ 近江鉄道(株)代表取締役社長 ○ 京阪電気鉄道(株)執行役員大津鉄道部長 ○ 信濃高原鉄道(株)代表取締役社長 ○ 西日本高速道路(株)執行役員関西西支社長 ○ 中国高速道路(株)執行役員名古屋支社長 ○ (一社)滋賀県バス協会会長 ○ (一社)滋賀県タクシー協会会長 ○ (一社)滋賀県トラック協会会長 ○ 滋賀県旅客船協会会長 ○ (公財)滋賀県交通安全協会会長 	<p>産業・経済関係 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県商工会議所連合会会長 ○ 滋賀県商工会連合会会長 ○ 滋賀県中小企業団体中央会会長 ○ 滋賀県経済同友会代表幹事 ○ (一社)滋賀県経済産業協会会長 ○ (公社)びわこびわこセンター・エコー1-1会長 ○ 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長 ○ 滋賀県労働組合総連合会議長 ○ 滋賀県農業協同組合中央会会長 ○ 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 ○ 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 ○ 滋賀県生活協同組合連合会会長 ○ (公社)滋賀県建設産業団体連合会会長 ○ (一社)滋賀県銀行協会会長 ○ 滋賀県信用金庫協会会長 ○ 滋賀県信用組合協会会長 ○ 関西電力(株)執行役員滋賀支店長 ○ 大阪ガス(株)滋賀地区支配人 ○ (一社)滋賀県LPガス協会会長 	<p>市町関係 (21名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町長(副会長以外) ○ 都市教育委員会連絡協議会会長 ○ 町村教育委員会連絡協議会会長 ○ 都市教育委員会連絡協議会会長 ○ 町村教育委員会連絡協議会会長 	<p>市町議会関係 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会議長会会長 ○ 町村議会議長会会長 ○ 各市町議会議長(上記以外) 	<p>社会・文化・環境関係 (21名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長 ○ 滋賀県PTA連絡協議会会長 ○ 滋賀県公立高等学校PTA連合会会長 ○ 滋賀県私立中等高等学校保護者連合会会長 ○ 滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長 ○ 滋賀県地域女性団体連合会会長 ○ (公財)滋賀県文化振興事業団会長 ○ (公財)滋賀県文化財保護協会理事長 ○ (公財)淡海文化財振興財団理事長 ○ (一財)滋賀県老人クラブ連合会会長 ○ 滋賀県青年団体連合会会長 ○ 滋賀県青少年育成県民会連合会会長 ○ 滋賀県子ども会連合会会長 ○ 日本一イスクウト滋賀県連盟長 ○ (一社)カールスワート滋賀県連盟長 ○ (公財)滋賀県緑化推進会理事長 ○ (一社)滋賀グリーン購入ネットワーク会長 ○ (公財)淡海環境保全財団理事長 ○ 滋賀県公民館連絡協議会会長 ○ (公財)滋賀県国際協会会長 ○ (公社)日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長 	<p>宿泊・観光・衛生関係 (5名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (一社)滋賀県旅行業協会会長 ○ 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 ○ (一社)滋賀県食品衛生協会会長 ○ (公社)滋賀県栄養士会会長 ○ (一社)滋賀県調理師会会長 	<p>警備・消防関係 (2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財)滋賀県消防協会会長 ○ (一社)滋賀県警備協会会長 	<p>国関係 (4名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近畿運輸局滋賀運輸支局長 ○ 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 ○ 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 ○ 自衛隊滋賀地方協力本部長 	<p>監事 (3名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県会計管理者 ○ 市会計管理者代表 ○ 町会計管理者代表 	<p>計 314名</p>
--------------------------	--	-------------------------------	--------------------------------------	--	---	--	---	---	---	--	---	--	--	---	--	--	---------------

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 役員名簿

(平成26年5月26日現在)

【会長】 1名 【副会長】 7名 【常任委員】 68名 【監事】 3名

(敬称略)

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
会 長	滋賀県知事	嘉田 由紀子
副 会 長	滋賀県議会議長	赤堀 義次
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	公益財団法人滋賀県体育協会会長	河本 英典
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県市長会会長 (近江八幡市長)	富士谷 英正
	滋賀県町村会会長 (豊郷町長)	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会長	高田 紘一
常任委員	滋賀県議会副議長	山田 和廣
	滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長	野田 藤雄
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	佐藤 健司
	滋賀県知事公室長	東 清信
	滋賀県総合政策部長	北川 正雄
	滋賀県総務部長	北村 朋生
	滋賀県琵琶湖環境部長	堺井 拓
	滋賀県健康医療福祉部長	多胡 豊章
	滋賀県商工観光労働部長	羽泉 博史
	滋賀県農政水産部長	青木 洋
	滋賀県土木交通部長	美濃部 博
	滋賀県教育委員会教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	山本 仁
	滋賀県防災危機管理監	西川 美則
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	坂井田 稔
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 涉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
甲賀市長	中嶋 武嗣	
野洲市長	山仲 善彰	
湖南市長	谷畑 英吾	

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
(常任委員)	高島市長	福井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	愛荘町長	宇野 一雄
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（米原市教育委員会委員長）	稲村 邦夫
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（豊郷町教育委員会委員長）	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会長（米原市教育委員会教育長）	山本 太一
	滋賀県町村教育長会会長（竜王町教育委員会教育長）	岡谷 ふさ子
	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	園田 寛
	滋賀県町村議会議長会会長（豊郷町議会議長）	堀 常一
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	滋賀県小学校体育連盟会長	小西 春治
	滋賀県中学校体育連盟会長	中川 一彦
	滋賀県高等学校体育連盟会長	前田 光治
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	嘉田 由紀子
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県小学校長会会長	近藤 誠
	滋賀県中学校長会会長	日岡 昇
	滋賀県高等学校長協会会長	武友 建史
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会長	富永 善隆
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会長	宮川 孝昭
滋賀経済同友会代表幹事	石田 晃朗	
一般社団法人滋賀経済産業協会会長	坂口 康一	
公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	高田 紘一	

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
(常任委員)	一般社団法人滋賀県バス協会会長	中村 隆司
	一般社団法人滋賀県医師会会長	笠原 吉孝
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	石橋 美年子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	長尾 昌壽
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	中野 璋代
	滋賀県青年団体連合会会長	藤原 麻美
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	野瀬 正樹
監 事	滋賀県会計管理者(兼会計管理局长)	南 史朗
	市会計管理者代表(近江八幡市会計管理者(兼会計課長))	堤 美知子
	町会計管理者代表(豊郷町会計管理者)	吉村 久美子

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 名簿（会長・委員）

（平成26年5月26日現在）

【会長】 1名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県関係	滋賀県知事	嘉田 由紀子

【委員】 243名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議長	赤堀 義次
	滋賀県議会副議長	山田 和廣
	滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長	野田 藤雄
	滋賀県議会政策・土木交通常任委員会副委員長	青木 甚浩
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	佐藤 健司
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会副委員長	山本 正
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟代表	辻村 克
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟副代表	九里 学
県関係	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県知事公室長	東 清信
	滋賀県総合政策部長	北川 正雄
	滋賀県総務部長	北村 朋生
	滋賀県琵琶湖環境部長	堺井 拡
	滋賀県健康医療福祉部長	多胡 豊章
	滋賀県商工観光労働部長	羽泉 博史
	滋賀県農政水産部長	青木 洋
	滋賀県土木交通部長	美濃部 博
	滋賀県教育委員会教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	山本 仁
	滋賀県防災危機管理監	西川 美則
	滋賀県東京事務所長	土屋 薫
	滋賀県企業庁長	森野 才治
	滋賀県病院事業管理者・病院事業庁長	笹田 昌孝
	滋賀県議会事務局長	安田 全男
	滋賀県監査委員事務局長	日爪 泰則
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	坂井田 稔
	市町関係	滋賀県市長会会長（近江八幡市長）
滋賀県町村会会長（豊郷町長）		伊藤 定勉
大津市長		越 直美

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(市町関係)	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	中嶋 武嗣
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	福井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	愛荘町長	宇野 一雄
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長（米原市教育委員会委員長）	稲村 邦夫
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（豊郷町教育委員会委員長）	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会長（米原市教育委員会教育長）	山本 太一
	滋賀県町村教育長会会長（竜王町教育委員会教育長）	岡谷 ふさ子
市町議会 関係	滋賀県市議会議長会会長（大津市議会議長）	園田 寛
	滋賀県町村議会議長会会長（豊郷町議会議長）	堀 常一
	彦根市議会議長	谷口 典隆
	長浜市議会議長	土田 良夫
	近江八幡市議会議長	田中 好
	草津市議会議長	中島 一廣
	守山市議会議長	中野 隆三
	栗東市議会議長	藤田 啓仁
	甲賀市議会議長	鵜飼 勲
	野洲市議会議長	立入 三千男
	湖南市議会議長	望月 卓
	高島市議会議長	澤本 長俊
	東近江市議会議長	河並 義一
	米原市議会議長	的場 收治
	日野町議会議長	杉浦 和人
	竜王町議会議長	蔵口 嘉寿男
愛荘町議会議長	吉岡 多ミ子	

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(市町議会 関係)	甲良町議会議長	建部 孝夫
	多賀町議会議長	土田 一善
国関係	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	井尻 憲司
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	日野 雅仁
	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	塚原 隆夫
	自衛隊滋賀地方協力本部長	坂部 誠
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県体育協会会長	河本 英典
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	大津市体育協会会長	北林 肇
	彦根市体育協会会長	中村 善一郎
	長浜市体育協会会長	有木 重夫
	近江八幡市体育協会会長	小西 眞
	一般社団法人草津市体育協会会長	山田 和廣
	守山市体育協会会長	岩佐 弘明
	公益財団法人栗東市体育協会会長	北野 一郎
	甲賀市体育協会会長	木村 清衣衛
	野洲市体育協会会長	山本 博一
	湖南市体育協会会長	伊地智 良雄
	高島市体育協会会長	市川 清
	東近江市体育協会会長	中村 功一
	米原市体育協会会長	大澤 勉
	蒲生郡体育協会会長	藤澤 直広
	愛知郡体育協会会長	宇野 久七郎
	犬上郡体育協会会長	伊藤 定勉
	滋賀県小学校体育連盟会長	小西 春治
	滋賀県中学校体育連盟会長	中川 一彦
	滋賀県高等学校体育連盟会長	前田 光治
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山本 博一
	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	大原 克彦
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	嘉田 由紀子
	滋賀県スポーツ少年団本部長	中嶋 良立
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県スポーツ指導者協議会会長	清水 繁応

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県企業スポーツ振興協議会会長	大道 良夫
	一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	奥村 展三
	滋賀県水泳連盟会長	河原田 隆
	公益社団法人滋賀県サッカー協会会長	松田 保
	滋賀県スキー連盟会長	川村 正
	滋賀県テニス協会会長	有村 國宏
	滋賀県ボート協会会長	奥村 功
	滋賀県ホッケー協会会長	辻村 克
	滋賀県アマチュアボクシング連盟会長	稲田 庄太朗
	滋賀県バレーボール協会会長	大辻 芳彦
	滋賀県体操協会会長	宇野 治
	滋賀県バスケットボール協会会長	宇野 正信
	滋賀県スケート連盟会長	吉永 裕
	滋賀県レスリング協会会長	奥村 展三
	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟会長	江口 恒信
	滋賀県ウエイトリフティング協会会長	米田 久男
	滋賀県ハンドボール協会会長	清水 哲哉
	滋賀県自転車競技連盟会長	田中 廣光
	滋賀県ソフトテニス連盟会長	宇野 治
	滋賀県卓球協会会長	清水 忠和
	滋賀県軟式野球連盟会長	奥村 展三
	滋賀県相撲連盟会長	八田 憲児
	滋賀県乗馬連盟会長	田所 勝己
	滋賀県柔道連盟会長	河本 英典
	滋賀県ソフトボール協会会長	出原 逸三
	滋賀県フェンシング協会会長	深尾 宗孝
	滋賀県バドミントン協会会長	澤 長壽
	滋賀県弓道連盟会長	中野 秀也
	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会会長	志村 市郎
	一般財団法人滋賀県剣道連盟会長	小林 隆彰
	滋賀県山岳連盟会長	伊藤 克己
	滋賀県ラグビーフットボール協会会長	岩佐 弘明
	滋賀県カヌー協会会長	西澤 久夫
滋賀県アーチェリー協会会長	宇野 太佳司	
滋賀県空手道連盟会長	佐藤 健司	
滋賀県銃剣道連盟会長	富永 誠	
滋賀県クレール射撃協会会長	片岡 勝哉	

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県なぎなた連盟会長	中西 美登里
	滋賀県ボウリング連盟会長	北林 肇
	滋賀県高等学校野球連盟会長	横木 勝
	滋賀県アイスホッケー連盟会長	岩永 峯一
	滋賀県ゴルフ連盟会長	平田 昭三
	滋賀県トライアスロン協会会長	田島 一成
学校関係	滋賀県私立幼稚園協会会長	奈良 譽夫
	滋賀県国公立幼稚園長会会長	大橋 美智子
	滋賀県小学校長会会長	近藤 誠
	滋賀県中学校長会会長	日岡 昇
	滋賀県高等学校長協会会長	武友 建史
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会長	富永 善隆
	滋賀県専修学校各種学校連合会会長	外池 和彦
	国立大学法人滋賀大学学長	佐和 隆光
	国立大学法人滋賀医科大学学長	塩田 浩平
	公立大学法人滋賀県立大学理事長・滋賀県立大学学長	大田 啓一
	学校法人龍谷大学専務理事・龍谷大学学長	赤松 徹眞
	学校法人立命館総長・立命館大学学長	川口 清史
	学校法人京都成安学園理事・成安造形大学学長	牛尾 郁夫
	学校法人聖泉学園理事・聖泉大学学長	筒井 裕子
	学校法人関西文理総合学園理事・長浜バイオ大学学長	三輪 正直
	学校法人大阪成蹊学園理事・びわこ成蹊スポーツ大学学長	飯田 稔
	学校法人滋賀学園理事・びわこ学院大学学長	豊田 一成
	学校法人松翠学園理事長・滋賀文教短期大学学長	松本 博文
	学校法人純美禮学園理事・滋賀短期大学学長	佐藤 尚武
産業・経済 関係	滋賀経済団体連合会会長	高田 紘一
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会長	宮川 孝昭
	滋賀経済同友会代表幹事	石田 晃朗
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	坂口 康一
	公益社団法人びわこビズターズビューロー会長	高田 紘一
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	山田 清
	滋賀県労働組合総連合議長	瀧上 正昭
	滋賀県農業協同組合中央会会長	万木 敏昭
	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	鳥塚 五十三

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(産業・経済 関係)	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	松山 正己
	滋賀県生活協同組合連合会会長	大塚 光子
	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会会長	辻野 宜昭
	一般社団法人滋賀県銀行協会会長	大道 良夫
	滋賀県信用金庫協会会長	西島 喜紹
	滋賀県信用組合協会会長	吉田 守
	関西電力株式会社執行役員滋賀支店長	櫛 真夏
	大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	田中 暢太佳
	一般社団法人滋賀県LPガス協会会長	青山 金吾
通信・運輸 ・交通関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店長	上田 一志
	株式会社NTTドコモ関西支社滋賀支店長	野田 隆弘
	KDDI株式会社理事 関西総支社長	長尾 毅
	ソフトバンクモバイル株式会社総務本部地域総務部長	藤岡 郁朗
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員近畿統括本部京都支社長	藏原 潮
	近江鉄道株式会社代表取締役社長	中村 隆司
	京阪電気鉄道株式会社執行役員大津鉄道部長	尼田 賢光
	信楽高原鐵道株式会社代表取締役社長	正木 仙治郎
	西日本高速道路株式会社執行役員関西支社長	芝村 善治
	中日本高速道路株式会社執行役員名古屋支社長	太田 睦男
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	中村 隆司
	一般社団法人滋賀県タクシー協会会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県トラック協会会長	岡田 博
	滋賀県旅客船協会会長	中井 保
	公益財団法人滋賀県交通安全協会会長	杉野 界幸
	医療・福祉 関係	一般社団法人滋賀県医師会会長
一般社団法人滋賀県歯科医師会会長		芦田 欣一
一般社団法人滋賀県薬剤師会会長		大原 整
公益社団法人滋賀県看護協会会長		石橋 美年子
一般社団法人滋賀県病院協会会長		長尾 昌壽
滋賀県スポーツ医会会長		高橋 正行
日本赤十字社滋賀県支部長		嘉田 由紀子
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長		渡邊 光春
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会会長		中村 裕次
特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事長		尾畑 聡英
公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長		崎山 美智子
一般社団法人滋賀県保育協議会会長		中西 健
滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長		野村 京子

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
宿泊・衛生 ・観光関係	一般社団法人滋賀県旅行業協会会長	中河 茂
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	佐藤 良治
	一般社団法人滋賀県食品衛生協会会長	松居 文男
	公益社団法人滋賀県栄養士会会長	小澤 恵子
	一般社団法人滋賀県調理師会会長	小野寺 和徳
警備・消防 関係	公益財団法人滋賀県消防協会会長	植田 和生
	一般社団法人滋賀県警備業協会会長	遠藤 孝廣
社会・文化 ・環境関係	滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長	熊谷 もも
	滋賀県PTA連絡協議会会長	松浦 洋子
	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長	藤居 敏
	滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長	川森 勇次
	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長	吉川 由美子
	滋賀県地域女性団体連合会会長	中野 璋代
	公益財団法人滋賀県文化振興事業団会長	田口 宇一郎
	公益財団法人滋賀県文化財保護協会理事長	森口 聖
	公益財団法人淡海文化振興財団理事長	山田 督
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	山本 勇作
	滋賀県青年団体連合会会長	藤原 麻美
	滋賀県青少年育成県民会議会長	井深 信男
	滋賀県子ども会連合会会長	安部 侃
	日本ボーイスカウト滋賀連盟長	嘉田 由紀子
	一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟長	上阪 よう子
	公益財団法人滋賀県緑化推進会理事長	山田 督
	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク会長	土屋 正春
	公益財団法人淡海環境保全財団理事長	力石 伸夫
	滋賀県公民館連絡協議会会長	岩脇 広治
	公益財団法人滋賀県国際協会会長	高田 紘一
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	野瀬 正樹

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会名簿（顧問・参与）

（平成26年5月26日現在）

【顧問】8名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
国会議員	衆議院議員	大岡 敏孝
	衆議院議員	上野 賢一郎
	衆議院議員	武村 展英
	衆議院議員	武藤 貴也
	衆議院議員	川端 達夫
	衆議院議員	岩永 裕貴
	参議院議員	林 久美子
	参議院議員	二之湯 武史

【参与】59名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議員	有村 國俊
	滋賀県議会議員	井阪 尚司
	滋賀県議会議員	石田 祐介
	滋賀県議会議員	今江 政彦
	滋賀県議会議員	岩佐 弘明
	滋賀県議会議員	宇賀 武
	滋賀県議会議員	宇野 太佳司
	滋賀県議会議員	梅村 正
	滋賀県議会議員	江畑 弥八郎
	滋賀県議会議員	大井 豊
	滋賀県議会議員	大野 和三郎
	滋賀県議会議員	大橋 通伸
	滋賀県議会議員	奥村 芳正
	滋賀県議会議員	川島 隆二
	滋賀県議会議員	粉川 清美
	滋賀県議会議員	小寺 裕雄
	滋賀県議会議員	駒井 千代
	滋賀県議会議員	佐野 高典
	滋賀県議会議員	沢田 享子
	滋賀県議会議員	柴田 智恵美
滋賀県議会議員	清水 鉄次	
滋賀県議会議員	高木 健三	
滋賀県議会議員	谷 康彦	

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(県議会 関係)	滋賀県議会議員	蔦田 恵子
	滋賀県議会議員	富波 義明
	滋賀県議会議員	富田 博明
	滋賀県議会議員	中沢 啓子
	滋賀県議会議員	成田 政隆
	滋賀県議会議員	西川 勝彦
	滋賀県議会議員	西村 久子
	滋賀県議会議員	細江 正人
	滋賀県議会議員	目片 信悟
	滋賀県議会議員	木沢 成人
	滋賀県議会議員	山田 実
	滋賀県議会議員	山本 進一
	滋賀県議会議員	家森 茂樹
	滋賀県議会議員	吉田 清一
	県関係	滋賀県教育委員会委員
滋賀県教育委員会委員		河上 ひとみ
滋賀県教育委員会委員		佐藤 祐子
滋賀県教育委員会委員		宇野 正章
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局長	三宅 貴江
	株式会社毎日新聞社大津支局長	森野 茂生
	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局長	山畑 洋二
	株式会社産業経済新聞社大津支局長	大野 主税
	株式会社中日新聞社大津支局長	山本 博之
	株式会社京都新聞社滋賀本社代表	柳原 弘行
	株式会社日本経済新聞社大津支局長	蓮田 善郎
	一般社団法人共同通信社大津支局長	矢野 裕
	株式会社時事通信社大津支局長	藤田 敏伸
	日本放送協会大津放送局長	辻田 和則
	株式会社京都放送滋賀支社長	松江 仁
	びわ湖放送株式会社取締役放送管理局長	大杉 成聖
	有限会社近江新聞社代表取締役社長	村田 洵一
	近江毎夕新聞社代表	堤 秦二
	株式会社S I N代表取締役社長	平田 耕三
	株式会社滋賀報知新聞社代表取締役社長	富田 正敏
	滋賀夕刊新聞社代表	押谷 洋司
	新日野新聞社代表	河岸 淳

<事 務 局>

〒520-8577 大津市京町4-1-1 (滋賀県総合政策部国体準備室内)

T E L :077-528-3321

F A X :077-528-4832

E-mail:kokutai@pref.shiga.lg.jp